ふれあい

２０２６年度版
高齢者保健福祉サービスのご案内

志　　木　　市

迷い人 SOS 情報、高齢者応援情報のメール配信をご利用ください！
迷い人情報、介護予防・高齢者に役立つ情報などの受信ができます。
是非ご登録ください。※パケット通信料は、ご利用者負担となります。

目　　次

★　高齢者の生活を支援するためのサービス

配食サービス ---------- 1
訪問理美容サービス ---------- 1
緊急時連絡システムの貸与 ---------- 2
高齢者見守り通報システムの貸与 ---------- 2
高齢者見守りサービス支援事業---------- 3
高齢者日常生活用具購入費助成事業 ---------- 4
運転免許証自主返納啓発事業---------- 4
避難行動要支援者個別避難計画 ---------- 5
家具転倒防止器具取付支援 ---------- 6
救急医療情報キット配布事業 ---------- 6
もの忘れ訪問相談事業 （認知症初期集中支援チーム）---------- 7
認知症ガイドブック（ケアパス）---------- 7
わたしの想いをつなぐノート（志木市版エンディングノート）----- 8
わたしの希望をつなぐシート---------- 8
自分らしく生きるために---------- 9
成年後見制度利用支援事業 ---------- 9
法人後見事業(社会福祉協議会の事業) ---------- 10
基幹福祉相談センター ---------- 11
公証人役場 ---------- 12
埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）------- 12
車椅子の貸出(社会福祉協議会の事業) ---------- 13
福祉車両のレンタカー利用料金の補助(社会福祉協議会の事業) ----- 13
たんぽぽ生活応援隊(社会福祉協議会の事業) ---------- 14
あんしんサポートねっと(社会福祉協議会の事業)---------- 15

★　家族介護を支援するためのサービス

徘徊高齢者位置探索システムの貸与 ---------- 16
見守りＳＯＳステッカー交付 ---------- 16
家族介護者交流事業 ---------- 17
介護者サロン---------- 17
介護用品購入費の支給 ---------- 18
要介護高齢者手当 ---------- 18

★　いきがいのある生活を支援するためのサービス

街なかふれあいサロン事業 ---------- 19
いきがいサロン事業 ---------- 20
チームオレンジ---------- 20
認知症カフェ（オレンジカフェ）---------- 21
老人クラブの加入支援 ---------- 21

福祉センター ---------- 22
第二福祉センター ---------- 22
シルバー人材センター ---------- 23
支え合い・助け合い活動支援事業(社会福祉協議会の事業)---------- 24
地域敬老会支援事業---------- 25
地区敬老会の助成(社会福祉協議会の事業)---------- 26
宿泊施設利用の助成 ●国民健康保険---------- 26
宿泊施設利用の助成 ●後期高齢者医療保険---------- 27
★　措置制度による高齢者福祉
養護老人ホーム入所措置 ---------- 28
在宅福祉措置等 ---------- 28
★　介護予防、健康づくり推進のための事業
高齢者あんしん相談センター （地域包括支援センター）---------- 29
シニアボランティアスタンプ制度 ---------- 30
しきボラねっと（助け合いボランティア活動事業）---------- 31
フレイルチェック・フォローアップ教室---------- 32
シニア体操教室・脳リフレッシュ教室 ---------- 33
からだづくり教室---------- 33
いろは百歳体操 ---------- 34
ふれあい健康交流会 ---------- 34
介護予防事業（運動・栄養・口腔機能）---------- 35
短期集中予防サービス事業（運動・栄養・口腔機能）---------- 35
元気づくり事業 ---------- 36
いろは健康ポイント事業 ---------- 36
訪問指導 ---------- 37
健康相談 ---------- 37
★　各種がん検診・健康診査などについて
各種がん検診 ---------- 38
国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導 ---------- 39
国民健康保険の人間ドック ---------- 40
後期高齢者医療の健康診査 ---------- 40
後期高齢者医療の人間ドック ---------- 41
★　その他のサービス
ボランティア活動の育成と推進(社会福祉協議会の事業) ---------- 42
詐欺被害防止電話機等購入費補助(社会福祉協議会の事業) ---------- 42
志木市防災行政無線テレホンサービス ---------- 43
災害時自動架電システム---------- 43
★　相談窓口 ---------- 44
★　志木市内介護サービス事業所一覧 ---------- 45

＊＊＊高齢者の生活を支援するためのサービス＊＊＊

配食サービス

日常の買物、食事づくりなどに支障があるため、食の確保が困難であり、見守りを必要とする高齢者の家庭に、昼食を配達します。

対　象　者　おおむね６５歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯、日中高齢者のみとなる世帯などで、見守りを必要としており、また加齢や病弱などのため食の確保に支援が必要な人

費　　用　１食７００円（普通食）または９００円（特別食など）
（内２００円を市が業者に直接負担）

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

訪問理美容サービス

老衰、心身の障がい及び傷病などの理由により、理髪店や美容院に出向くことが困難な人が、自宅で手軽に理美容のサービスを受けられます。

対　象　者　要介護３～５に認定されている在宅の高齢者又は重度の障がい者

回　　数　年度内６回まで

費　　用　理美容に要する費用は自己負担（３，０００円以内で業者が定める金額）
※出張費については、市が業者に直接負担します。

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５
共生社会推進課　障がい者福祉グループ　☎０４８－４７３－１４４９

緊急通報システム

ひとり暮らしや、昼間ひとりになる高齢者のいる家庭などに、緊急通報システム装置を貸与し、設置します。緊急事態が発生したとき、ボタンを押すと自動的に消防署へ通報されます。

●緊急時連絡システムの貸与

対　象　者　１　６５歳以上の人で脳血管疾患、心疾患若しくは呼吸器疾患があり、生命にかかわる発作等が起こる可能性のある、日常生活を営む上で常時注意を要する次のような人

① ひとり暮らしの人

② 世帯員の就労等により１日８時間以上高齢者がひとりとなる日が週５日以上となる人

２　重度身体障がい者で、次のような人

① ひとり暮らしの人

② 世帯員の就労等により１日の大半がひとり暮らしとなる人

費　　用　無料（通報機器の取付費用）

●高齢者見守り通報システムの貸与

対　象　者　６５歳以上の高齢者で次のような人

① ひとり暮らしで、健康状態に不安を抱える人

② その他見守り通報システムの設置が適当と認められる人

費　　用　市県民税非課税者：月額　　９００円（税別）

市県民税課税者　：月額１，８００円（税別）

※いずれのシステムも固定電話回線を必要とします。また通報機器は契約業者から借り受けているため、破損や紛失の場合は、実費弁償となります。

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

共生社会推進課　障がい者福祉グループ　☎０４８－４７３－１４４９

高齢者見守りサービス支援事業

ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らすことができるよう、人感センサーや電球の点灯・消灯状況で人の動きを検知するなどのＩＣＴを活用した見守りサービスの導入等にかかる費用の補助をします。

対　象　者　市内在住で６５歳以上のひとり暮らしの人
※単身世帯でも実態として同じ敷地内に親族等の住人がいる場合やサービス付き高齢者住宅等、見守り体制がある場合は対象外です。

補　助　額　令和８年４月１日以降に導入した見守りサービスの利用に係る初期費用と月額利用料で申請年度内で支払った合計額（上限１５，０００円）
※申請は、対象者ひとりにつき１回までです。

申 請 方 法　①登録事業者一覧から見守りサービスの内容を確認し、希望に合ったサービスを提供する事業者に直接連絡・契約し、サービスを利用します。
※登録事業者一覧は市ホームページをご覧ください。
②事業者への支払額が補助金申請希望額に達したら、下記３点を添付し、申請書を市に提出してください。
・初期費用または月額利用料の支払済みの領収書等、支払金額と内容が分かるもの
・契約書や写真等、見守りサービスの利用が分かるもの
・振込先の口座が分かるもの

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

高齢者日常生活用具購入費助成事業

在宅で生活をする高齢者に、日常生活の安全の確保と自立を支援するため、日常生活用具（電磁調理器）の購入費用の補助をします。

対　象　者　市内在住でおおむね６５歳以上の心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の人で、以下のいずれかに該当する人

① 生活保護を受けている人

② 使用する高齢者を含む世帯が市民税非課税であること

補　助　額　電磁調理器の購入費用（上限１０，０００円）

申 請 方 法　購入を予定されている商品について、パンフレットなどをご持参の上、事前に長寿応援課にご相談ください。その後、電磁調理器を購入し、下記の書類をご持参の上申請してください。

（１）購入した電磁調理器の名称、金額などが記載された領収書

（２）電磁調理器の機能が分かる取扱説明書など

（３）振込先の分かるもの

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

運転免許証自主返納啓発事業

自動車の運転に不安を抱える人が運転免許証を自主的に返納した場合、奨励金を支給します。

対　象　者　令和４年４月１日以降に運転免許証を自主返納し、自主返納をした日時点で、市内在住の満７０歳以上の人

奨　励　金　１０，０００円

申 請 方 法　下記の書類をご持参の上申請してください。

（１）運転免許の取消通知書または運転経歴証明書

（２）振込先の口座が分かるもの

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

避難行動要支援者個別避難計画

災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者個別避難計画を作成し、市で登録を行います。この計画は、自力での避難が困難な人を支援するために作成し、町内会の役員や民生委員・児童委員などのみなさんに配布することで、災害時だけでなく、地域の防災訓練や見守り活動などにも活用するものです。

対　象　者

災害時の避難に支援を必要とする在宅の人で、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した次のような人

① ７５歳以上のひとり暮らしの人、または７５歳以上の高齢者のみで構成する世帯の人
② 介護保険の要介護認定（要介護１～５）を受けている人
③ 身体障がい者手帳（１級、２級または３級の下肢・体幹・移動機能障がいのある方の交付を受けている方）
④ 療育手帳（Ⓐ、Ａ、Ｂ）の交付を受けている人
⑤ 精神障がい者保健福祉手帳（１級、２級）の交付を受けている人
⑥ 難病患者等（指定難病医療給付制度、特定疾患医療給付制度、小児慢性特定疾病医療給付制度の認定を受けている人）

登録方法

個別避難計画の登録を希望する人は、防災危機管理課、長寿応援課または共生社会推進課で受け付けます。

問合せ

７５歳以上の人の登録に関すること	防災危機管理課　防災危機管理グループ ☎０４８－４７３－１１２３
要介護認定者の登録に関すること	長寿応援課　介護認定グループ ☎０４８－４７３－１２９７
障がい者の登録に関すること	共生社会推進課　障がい者福祉グループ ☎０４８－４７３－１４４９

家具転倒防止器具取付支援

震災による家具転倒を防止し、被害軽減を図るため、市職員が直接自宅を訪問し、家具転倒防止器具の取付を行います。

対　象　者　避難行動要支援者名簿に登録しているひとり暮らし、または登録者のみの世帯

取り付け対象器具　主に寝室や居間に設置するタンス、食器棚などで転倒を防止するために有効な器具

利 用 回 数　１世帯あたり１回まで、取付は原則５か所以内

費　　用　無料

※器具は対象者が事前に準備（購入）してください。

問合せ　防災危機管理課　防災危機管理グループ　☎０４８－４７３－１１２３

救急医療情報キット配布事業

緊急時に迅速な救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関や持病などの緊急時に必要な情報を専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

なお、申請情報は救助活動及び防火診断等のため、消防署へ提供させていただきます。

対　象　者　① ６５歳以上のひとり暮らし及び日中ひとり暮らしの人

② 世帯員が認知症等で緊急時の対応が困難である６５歳以上の人

③ ７５歳以上のみの世帯の人

配 布 場 所　長寿応援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、各高齢者あんしん相談センター

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

もの忘れ訪問相談事業（認知症初期集中支援チーム）

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、複数の専門職がチームとなり、認知症が疑われる人や認知症の人のご家庭を訪問し、初期の必要な支援を行います（**秘密厳守**）。

費　　用　無料

問合せ　　**長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５**

認知症ガイドブック（ケアパス）

認知症の理解を図るとともに、認知症の状態、進行状況に応じてどのようなサービスを受けられるのかをまとめた認知症ガイドブック（ケアパス）を無料で配布します。

配 布 場 所　市役所、健康増進センター、各高齢者あんしん相談センター

問合せ　　**長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５**

“もしものとき”に備えて（エンディングノートなど）

●わたしの想いをつなぐノート（志木市版エンディングノート）

人生を振り返り、自身に関する情報や希望・想いをわかりやすくまとめ、書き記すためのノートです。家族や大切な人たちへ自分の希望を伝えるためだけではなく、想いを整理するためのノートとして、年齢を問わず気軽に書くことができます。
「もしもの時」はもちろん、日頃の生活にも役立てることができます。

●わたしの希望をつなぐシート

エンディングノートを書くのは大変だけれど、思いや希望は記しておきたいという人のために気軽に取り組めるシートを作成しました。エンディングノートとセットでもお使いいただけます。

●自分らしく生きるために

ACP（アドバンス・ケア・プランニング／通称：人生会議）は、誰もが起こり得る“もしものとき”のために、自身の望む医療やケアについて前もって考え、本人を主体に家族や近しい人、医療や介護の関係者などと、繰り返し話し合い、共有する取組をいいます。このリーフレットでは、ACPの進め方について簡単に解説しています。

対　象　者　市民の人どなたでも

配 布 場 所　長寿応援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、健康増進センター、福祉センター、第二福祉センター、各高齢者あんしん相談センター

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症などのため判断能力が十分でない人が、介護保険サービスを利用するための契約や財産に関する決定など、法的行為を行うことが必要になった際、家庭裁判所で選任された後見人等が本人に代わって法的行為を行い、本人の生活を支えるための制度です。

成年後見制度の利用が必要であるが、後見等の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が申立人となり、申立てすることができます。

また、成年後見制度を利用するにあたって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

問合せ　　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

法人後見事業（社会福祉協議会の事業）

成年後見制度（法定後見制度）の申立てにより家庭裁判所から選ばれる成年後見人等を、社会福祉協議会が法人として担い、財産管理や身上保護を行い支援します。

対　象　者　成年後見人等の候補者が必要な以下の人

- 市内在住の人
- 市長申立てを行う人
- 福祉サービス利用援助事業の利用者
- その他

内　　容　①財産管理

本人の預貯金管理、不動産の処分、財産に関する契約など

②身上保護

介護・福祉サービスの利用や施設入退所の手続きや支払

日常生活に関わる契約など

問合せ　　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

基幹福祉相談センター

（生活相談センター・後見ネットワークセンター・障がい者基幹相談支援センター）

障がい、高齢、子ども、生活等に困っている人や、複合的な課題がある人の自立支援や各制度・分野にわたる、さまざまな生活課題に対応するため、専門的な相談支援を行うとともに、相談支援機関等をリードする役割を担いながら関係機関などと連携して対応します。

対　象　者　市民の人どなたでも

内　　容
- 福祉制度などの情報提供や関係機関へのつなぎ支援
- 福祉制度や障がい福祉サービスの利用手続きの支援
- 関係機関による支援会議の開催、多様な支援策を検討
  （多岐にわたる支援が必要な人が対象）
- 障がい福祉施設や精神科病院などからの退所・退院に向けた障がい福祉サービスの体験利用など、地域生活に向けた支援
  （関係機関と連携して実施）
- 後見制度の利用支援、市民後見人の養成・支援、後見制度を含む法律相談
- 住居確保給付金支給事業・フードバンク（食品の提供）
- 家計改善支援事業、専門職などが家計の相談に応じます。
  （週１回・予約制）
- 就労準備支援事業、就労支援員が就労に不安を抱える人のサポートをして、一緒に就労を目指します。

相 談 方 法　電話、面接など状況に応じて行います。
※予約優先

利 用 料 金　相談は無料です。

受 付 時 間　平日　８時４５分から１６時３０分まで
※年末年始、土、日、祝日を除く
（法律専門職）金曜日　１３時～１６時（ひとり１時間程度）

問合せ　　基幹福祉相談センター（共生社会推進課内）☎０４８－４５６－６０２１

公証人役場

将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人と、内容を決め、任意後見契約の公正証書の登記を行います。

問合せ
所 沢 公 証 役 場　　☎０４－２９９４－２３２３
浦和公証センター　　☎０４８－８３１－１９５１
川 越 公 証 役 場　　☎０４９－２２４－９４５４

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障がいのある人や、要介護状態の高齢者、妊産婦や、歩行が困難な人などのための専用駐車スペースを利用する人に対して、利用証を交付する制度です。車いすマークなどの専用駐車スペースの適正利用を推進することを目的としています。

対　象　者　①要介護３以上で車椅子を常時使用している人（青色）
②要介護１以上の人（緑色）
③医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる人（オレンジ色）

費　　用　無料

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

車椅子
使用者用

その他障がい者、
要介護者等用

妊産婦、
けが人用

車椅子の貸出（社会福祉協議会の事業）

自立歩行の困難な人の社会参加を促進し、また、介護者の日常の介護活動を援助するため車椅子の貸出を行います。

対　象　者　市内在住の介護・介助の必要な人、または市内在住の介護・介助を行う人

貸し出し期間　６か月の範囲内で貸し出しています。なお、６か月以上のご利用は貸出期間終了前に継続の手続をしていただくことで引き続きご利用いただけます。

利　用　料　１か月につき １，０００円
ただし、１週間以内の利用は、利用料を免除します。

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

福祉車両のレンタカー利用料金の補助（社会福祉協議会の事業）

外出に介助を必要とする高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、レンタカー事業者から車椅子のまま乗り降りができる車両（福祉車両）を借りた際の利用料金の一部を補助します。

対　象　者　市内在住で車椅子、ストレッチャー等を使用していて、一般交通機関（電車、バス、タクシー等）の利用が困難な人、またはその親族

補　助　額　レンタカー事業者に支払った料金から自己負担額１，０００円を差し引いて、月額上限１０，０００円（１００円未満は切り捨て）
※燃料費、駐車場代、有料道路通行料などの費用は補助の対象外です。

そ　の　他　補助の申請は利用した月から３か月以内

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

たんぽぽ生活応援隊（社会福祉協議会の事業）

高齢・障がい・子育て・ケガなどの理由で、生活上困っている人のために、住民の参加と協力によって生活課題を解決していく有料の生活応援活動です。

対　象　者　市内在住で、日常生活で困りごとのある人

費　　用

利用時間	１時間	以降 ３０分につき
平日 ９時～１７時	８００円	４００円

※土、日、祝日、１２月２９日～１月３日は休み

内　　容　日常的な家事援助を基本とした次のような内容です。
食事作り、買い物、掃除、洗濯、草むしりなど、その他ご相談ください。

そ　の　他　ゴミ出しなど１０分以内で終わる作業は、１回２００円です。

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

あんしんサポートねっと（社会福祉協議会の事業）

認知症や疾病等により、自分で判断して決めることに不安のある人が地域で安心して生活が送れるようにお手伝いします。

対　象　者　高齢者・知的障がい者・精神障がい者の人などで、日常的な金銭管理や手続きを行うことに不安がある人

内　　容　**①福祉サービス利用援助**

福祉サービスの利用の手続きについてお手伝い（援助）します。

＊福祉サービスについての情報提供・相談

＊定期的な訪問（相談・見守り）

②日常生活上の手続き援助

日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝いをします。

＊郵便物の整理、内容の確認

＊届け出の同行・代行など

③日常的金銭管理

日常生活に必要な金銭に関するお手伝い（援助）をします。

＊福祉サービス利用料を支払う手続き

＊税金や社会保険料、公共料金の支払

＊生活費のお届け・医療費の支払

④書類等預かりサービス

ご自身で保管することが不安な場合に、大切な書類などをお預かりします。

＊証書類・預貯金の通帳・不動産の権利証

＊実印や銀行印

※利用料金がかかります。詳細はお問合せください。

問合せ　　**社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８**

＊＊＊＊家族介護を支援するためのサービス＊＊＊＊

徘徊高齢者家族支援事業

対　象　者　市内在住で在宅のおおむね６５歳以上の高齢者で次のいずれかに該当する人

①要介護等認定者（要支援１～要介護５）で徘徊の症状がある人

②医師により認知症と診断された人

●徘徊高齢者位置探索システムの貸与

徘徊をする高齢者とその家族を支援するために、小型専用端末機を貸与します。利用者に持たせた端末機が発信する電波をキャッチして、コンピュータで現在位置を素早く確認し、情報を提供します。

費　　用　無料（現場急行料金は利用者負担）

●見守りＳＯＳステッカー交付

衣類・杖・バッグなど、さまざまな素材のものに貼り付けることができるステッカーを交付します。認知症の人の見守りや早期発見につなげます。

QR コードを読み取ると登録されている保護者に自動的にメールが配信されます。オンライン上の伝言板を通して発見者と保護者が匿名でやり取りを行うことができるため個人情報を開示する必要がありません。また、対象者の身体的特徴、既往症、保護時に注意すべきことなどの情報を確認することができるため、より安心・安全に対象者を保護することができます。

費　　用　無料

交付内容　耐洗ラベル２０枚

蓄光シール１０枚

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

家族介護者交流事業

在宅で高齢者を介護している家族の介護ストレスを軽減するため、介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場を提供し、介護者相互の交流を推進します。

対　象　者　市内在住で、総合事業対象者、要支援１・２、要介護１～５に認定された高齢者を在宅で介護している家族
内　　容　交流、情報交換などを目的とした食事会などの各種イベント
参　加　費　無料

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８
長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

介護者サロン

あなたの話を聴かせてください（わたしの話も聴いてください）
ご家族の介護にあたる皆さんが、気兼ねなく話し合い、元気になれる場です。

対　象　者　介護をしている人、介護をしてきた人
日　　時　（１）第１月曜日　10 時～11 時 30 分
（２）第３木曜日　10 時～11 時 30 分
※基本は毎月実施。
活動日は広報しき、市ホームページでお知らせします。
場　　所　（１）くらぶメゾン志木「スペース IMA」
（志木市館２－６－１１　ペアクレセントビル２階）
（２）埼玉警備保障（株）１階レンタルスペース
（志木市本町３－２－２４）
持　ち　物　水分補給用の飲み物
参　加　費　１００円
主　　催　志木介護する人を支える会（☎０４８－４７２－１６４９）

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

介護用品購入費の支給

在宅で介護を必要とする介護保険被保険者に、毎月１回、紙おむつ等を支給します。

対　象　者　次のすべてに当てはまる人

①市内在住の在宅の介護保険被保険者
②要介護４または５と認定された人
③市民税非課税の人

費　　用　無料（指定の商品一覧から選んでいただき、月額７，０００円の上限額を超えた分は利用者負担）

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

要介護高齢者手当

高齢者及びその介護者の経済的、精神的負担を軽減するため、手当を支給します。

対　象　者　次のすべてに該当する人

６５歳以上で、市内に住所のある人

①要介護４または５に認定された人
②市民税非課税世帯である人
③市で定める施設等に入所していない人
④生活保護を受給していない人
⑤１か月のうち、１６日以上在宅で生活している人

支　給　額　月額 ５，０００円

支　給　月　４月（１２月～３月分）、８月（４月～７月分）、１２月（８月～１１月分）の年３回

問合せ　　長寿応援課　介護保険グループ　☎０４８－４７３－１３４８

＊＊いきがいのある生活を支援するためのサービス＊＊

街なかふれあいサロン事業

空き店舗を活用し、高齢者などが楽しく集う憩いの場です。高齢者の「見守り」や「声かけ」をはじめとする福祉活動などを行います。

対　象　者　市内在住のおおむね６０歳以上の人

場　　所　〇ふれあいサロンあざみ
志木市中宗岡１－１９－２７　コージイコート１０１
〇スペース・わ
志木市館２－７－３　ぺあも～る商店街内
〇いろは元気サロンカフェ
志木市本町１－６－３（いろは元気サロン本町）

開館時間　ふれあいサロンあざみ　１０時～１２時
スペース・わ　１３時～１６時３０分
いろは元気サロンカフェ　９時～１２時
１４時～１６時（第１土曜日は除く）

休　館　日　ふれあいサロンあざみ　水曜日、日曜日
スペース・わ　木曜日、日曜日
いろは元気サロンカフェ　土曜日（第１土曜日は除く）、日曜日

利　用　料　ふれあいサロンあざみ　１回　１００円
スペース・わ　１回　１００円
いろは元気サロンカフェ　１回　１００円

※詳細は各サロンへお問合せください。

問合せ　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５
ふれあいサロンあざみ　☎０４８－４７１－７７６０
スペース・わ　☎０４８－４８７－３７７１
いろは元気サロンカフェ　☎０４８－４２４－４８５６

いきがいサロン事業

高齢者が楽しく集う憩いの場です。高齢者間の連帯やコミュニケーションを深め、児童とのふれあい交流も図ります。地域のボランティアにより運営されています。

対　象　者　市内在住のおおむね６０歳以上の人

場　　所　〇いきいきサロン
志木市館１－２－１
教育福祉ふれあい館（志木第二小学校内）
〇ふれあいサロン
志木市中宗岡３－１－１
三世代交流館（宗岡小学校内）

開 館 時 間　９時～１６時

休　館　日　毎週木曜日、年末年始、学校行事などで臨時で使用する日
（ふれあいサロンは上記休館日と毎週日曜日、祝日も休み）

利　用　料　無料

※詳細は各サロンへお問合せください。

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５
いきいきサロン　☎０８０－９３９３－１６１１
ふれあいサロン　☎０７０－３３６３－０３２９

チームオレンジ

地域住民や認知症サポーターなどがチームを組み、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援を行う仕組みのことです。志木市では、「認知症になっても地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり」を目指し、認知症の有無に関わらず、地域で助け合い、認知症の人やその家族、地域の人が共に過ごせるより所を作ります。

問合せ　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

認知症カフェ（オレンジカフェ）

認知症の人やその家族、専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をして、情報交換をします。高齢者あんしん相談センターなどで開催をしており、どなたでも参加いただけます。

対　象　者　認知症の診断を受けた人やその家族、地域の人など
費　　用　お茶代１００円程度（場所によって異なります。）

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　　☎０４８－４７３－１３９５

老人クラブの加入支援

高齢者が自主的に集まって仲間をつくり、老後の生活を健全で豊かなものにしていくため、さまざまな活動をしています。

入 会 資 格　おおむね６０歳以上の人
活 動 内 容　地区ごとに単位老人クラブがありさまざまな活動をしています。
- 仲間づくり（趣味サークル、サロン活動、友愛訪問など）
- 地域づくり（地域ボランティア活動、世代間交流、子どもの見守りなど）
- 健康づくり（健康学習、各種スポーツ活動など）

問合せ　　志木市老人クラブ連合会事務局（福祉センター内）
☎０４８－４７３－７５６９

福祉センター

高齢者の憩いや保養の場として気軽に利用し、趣味やレクリエーション活動をして交流を深め、若さと健康を保って、楽しく過ごしていただくための施設です。

対　象　者　６５歳以上の人
場　　所　志木市上宗岡１－５－１（総合福祉センター２階）
利用時間　９時～１６時３０分
※入浴設備はありませんのでご注意ください。
休　館　日　１２月２９日～１月３日
利　用　料　無料（市外在住の人は、１回につき３００円）
事業内容　健康体操、書道、太極拳などの各種教室、介護予防事業など
（詳細はお問合せください。）

問合せ　　福祉センター　☎０４８－４７３－７５６９

第二福祉センター

高齢者の憩いや保養の場として気軽に利用し、趣味やレクリエーション活動をして交流を深め、若さと健康を保って、楽しく過ごしていただくための施設です。

対　象　者　６５歳以上の人
場　　所　志木市柏町３－５－１
利用時間　９時～１６時３０分（入浴は１１時～１５時）
※日曜日、祝日はお風呂のご利用はできません。要予約。
休　館　日　１２月２９日～１月３日
利　用　料　無料（市外在住の人は、１回につき３００円）
事業内容　健康体操・大人のぬり絵・太極拳などの各種教室、介護予防事業など
（詳細はお問合せください。）

問合せ　　第二福祉センター　☎０４８－４７６－４１２２

シルバー人材センター

高齢者が現役を引退した後も、自らの経験や能力を生かして働くことにより、生きがいの充実や、地域社会への貢献を目的としています。

特　　色

１）国、市から補助を受けて運営している公益社団法人で営利を目的としません。
２）各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
３）シルバー人材センターと会員、会員と発注者との間には雇用関係はありません。
４）雇用関係がないため、仕事中の事故に対して労災保険が適用されません。このため、仕事中や仕事先への移動のときの補償として、独自のシルバー傷害保険に加入しています。
また、他人の身体、財物などに傷害を与えた場合は、シルバー賠償保険を適用しています。
※派遣就業の場合を除く。

対　象　者　志木市・朝霞市・和光市に在住の健康で働く意欲のある原則６０歳以上の人が会員として入会できます。

問合せ　**公益社団法人朝霞地区シルバー人材センター**
☎０４８－４６５－０３３９

支え合い・助け合い活動支援事業（社会福祉協議会の事業）

地域住民が気軽に参加できる体操・茶話会・レクリエーション・フードパントリーなど地域のつながりづくりや介護予防を進める活動に取り組む団体を支援します。立ち上げの相談も受け付けます。

対　象　者　市内在住の６５歳以上の高齢者、障がい児者、子育て中の親子、福祉的な支援を必要とする人などが集える場づくりに取り組む団体

内　　容　事務費の支給、保険の加入、会場費の支給、広報物の支給、イベント開催費の支給、備品購入費の支給、備品の貸し出し、ボランティアの養成など

問合せ　　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４―６５０８

地域敬老会支援事業

長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深めるための事業を実施する団体に対し、補助金を交付します。町内会や自治会、婦人会は社会福祉協議会の「地区敬老会の助成」と併用することができます。

対象団体　①１０人以上で構成される団体（１０人以上が市民）で次のいずれかに該当する団体

ア　町内会

イ　高齢者の交流の促進、健康づくりまたは介護予防を目的とする団体

②５人以上９人以下で構成される団体（５人以上が市民）

対象事業　①の場合は敬老会の名称を問わず、参加者の半数以上が７５歳以上の事業

②の場合は敬老会の名称を問わず、９月から１２月までに実施された事業で、参加者の全員が６５歳以上であり、かつ、その半数以上が７５歳以上

※①の場合は①として、②の場合は②として他の団体で同年度にこの補助金を受けている参加者が３分の２以上いる場合は対象外になります。

補助額　在宅の参加者ひとりにつき１，０００円（上限１００，０００円）で１団体につき同年度１回まで。②の場合は、同年度ひとり１回まで。

ただし、事業経費が補助額を下回る場合は経費分のみ支給

申請方法　下記の書類をご持参の上申請してください。

①補助金交付申請書（第１号様式）

②実施報告書（第２号様式）

③収支報告書（第３号様式）

④補助金交付名簿（第４号様式）

⑤事業を実施したことが分かる書類

⑥領収書等の事業経費が分かる書類

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

地区敬老会の助成（社会福祉協議会の事業）

町内会や自治会、婦人会で実施する地区敬老会に対し、１０，０００円の助成と出席した人ひとりにつき３００円の助成を行っています。

※参加者数上限１００人。

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

宿泊施設利用の助成

● 国民健康保険

対　　象　国民健康保険の被保険者で滞納がない人

助 成 内 容　国内旅行（宿泊）で年度内１泊に限り　２，０００円
国民健康保険加入者の子ども（小学生以下）　１，０００円

申請方法（手順）

（1）市ホームページ、保険年金課国民健康保険グループ、市民サービスステーションまたは柳瀬川駅前出張所で「志木市国民健康保険保養施設利用補助金交付申請書」の用紙を入手する。

（2）宿泊した施設（旅館またはホテル）で、通常の利用料金を支払、申請書裏面の「保養施設利用証明書」に宿泊者氏名などを記入し、施設利用証明印をもらう。
※証明印がない場合には、領収書または宿泊証明書でも可。ただし、この場合も、宛名は宿泊者全員の氏名（フルネーム）が明記されているもの。クレジットカードの明細書は不可。
※パッケージツアーなどをご利用の場合、利用証明書の施設利用証明印欄に証明印がないと受け付けができない場合があります。

（3）宿泊の日の翌日から２年以内に、「志木市国民健康保険保養施設利用補助金交付申請書」に必要事項（振込先の本人の銀行口座等）を記入し、保険年金課国民健康保険グループ、市民サービスステーションまたは柳瀬川駅前出張所の窓口へ提出する。

（4）保険年金課から、指定した銀行口座へ補助金が振り込まれる。

※１年度１回のみの利用となります。

問合せ　保険年金課　国民健康保険グループ　☎０４８－４７３－１６４５

●後期高齢者医療保険

対　象　者　後期高齢者医療保険の被保険者で滞納がない人

※被保険者となった年度において、国民健康保険保養施設利用補助金を受けた人は除く

助成内容　国内旅行（宿泊）で年度内１泊に限り　２，０００円

申請方法（手順）

（1）国内旅行（宿泊）をする。

※旅行に行く前の手続きはありません。

（2）宿泊した施設（旅館またはホテル）で、助成金を申請する人の領収書を分けて発行してもらう。

（3）宿泊の日の翌日から２年以内に、その領収書を持参し、保険年金課後期高齢者医療グループの窓口、市民サービスステーションまたは柳瀬川駅前出張所へ来庁する。

（4）申請書に必要事項（振込先の本人の銀行口座等）を記入し、領収書を添付した上で提出する。

（5）保険年金課から、指定した銀行口座へ助成金が振り込まれる。

※１年度１回のみの利用となります。

問合せ　　保険年金課　後期高齢者医療グループ　☎０４８－４５６－５３６１

＊＊＊＊＊＊措置制度による高齢者福祉＊＊＊＊＊＊

養護老人ホーム入所措置

おおむね６５歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な人が入所できます。ただし、常時介護が必要な人は入所できません。

費　　用　本人の収入と同居の扶養義務者の所得に応じて費用を徴収します。

問合せ　　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

在宅福祉措置等

やむを得ない事情により、介護保険のサービスが利用できない場合、在宅福祉等（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホーム入所）の措置を行います。

問合せ　　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

＊＊＊＊介護予防、健康づくり推進のための事業＊＊＊＊

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

高齢者あんしん相談センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活を送れるように、志木市が運営主体となって、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援するために設けられています。

保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が中心となり地域の高齢者を支援します。

【業務内容】

介護・福祉・保健・医療・見守りに関する総合相談窓口

高齢者やその家族、地域住民の人などからさまざまな相談を受けたり、訪問したりします。

介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者、要支援の認定を受けた人に、適切なサービス利用に向けてのケアプランを作成します。

包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーなどへの指導・助言や、関係機関と連携し、さまざまな方面から高齢者を支援します。

高齢者虐待防止のための相談や権利擁護

虐待防止や早期発見、消費者被害の防止などに対応し、高齢者の権利擁護に必要な援助を行います。

認知症地域支援推進員の配置

認知症に関する相談支援体制を充実するための活動を行います。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援などサービスの体制整備を進め、地域における集いの場、助け合い活動、生活支援などの構築（資源開発やネットワーク構築など）を推進します。

利用方法　お住まいの地域の高齢者あんしん相談センターに、直接ご相談ください。
相談は無料です。

設置場所及び担当地区			
施設名	**担当地区**	**住所**	**電話番号**
ブロン	本町	本町 2-10-50	048-486-0003
柏の杜	柏町	柏町 3-5-1（第二福祉センター内）	048-486-5199
館・幸町	館・幸町	幸町 3-12-5	048-485-5610
せせらぎ	宗岡北圏域	中宗岡 1-19-51	048-485-2113
あきがせ	宗岡南圏域	中宗岡 3-25-10	048-485-5020

問合せ　　**長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５**

シニアボランティアスタンプ制度

元気な６５歳以上の人が、**市が指定する地域貢献活動、登録介護施設・高齢者あんしん相談センターのボランティア活動に参加した場合**に、スタンプ（１日１個）を加算し、貯めたスタンプに応じて市内で使えるお買物券に交換できる、市独自の制度です。

最大１００スタンプまで積み立てることができます。取得したスタンプの有効期間は、取得日から制度終了日までとなります。

対　象　者　６５歳以上の市民（介護保険の第１号被保険者）で、要介護１～５の認定を受けていない人

登 録 方 法　長寿応援課窓口にて受け付けができます。市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所ではできません。

交 換 方 法　長寿応援課窓口にて１０スタンプ単位（５００円分のお買物券）で交換ができます。交換の期間は、広報しきで周知します。なお、介護保険料の滞納がある人は、交換できませんのでご注意ください。

問合せ　　**長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５**

しきボラねっと（助け合いボランティア活動事業）

ちょっとした手助けのボランティア活動を行う活動者と手助けをしてほしい利用者のマッチングを行い、地域での助け合いの輪を広げていく取組です。

日常生活を送る上で、ちょっと手を貸してもらえたらできることがあります。また、自分ができる範囲で誰かの手助けをすることが、生きがいや介護予防、新たな交流に繋がります。困った時はお互いさま、活動者も利用者も関わりを持つ中で、地域や社会と繋がり、安心してその人らしくいきいきと暮らせる地域を目指します。

対　象　者　活動者と利用者どちらも市内在住の概ね６５歳以上の人

活動・支援時間　８時４５分～１６時３０分

活動・支援内容　３０分以内でできる手伝い

活動・支援例　書類支援、生活支援、ゴミ出し、話し相手、予定の声かけ、散歩程度の付き添い

登 録 方 法　活動者　長寿応援課窓口で必要事項説明の上、活動登録となります。１回の活動につき１ポイント付与され、１ヶ月に２０ポイント、最大１８０ポイントまで積み立てることができ、１０ポイント単位で５００円分の買物券と交換できます。（交換時期は別途お知らせします。）

利用者　長寿応援課窓口に電話連絡後、コーディネーターが自宅に伺い、利用説明し利用登録となります。利用料は無料です。

※「シニアボランティアスタンプ制度」とは活動内容が異なり、「シニアボランティアスタンプ制度」と「しきボラねっと」のポイントは合算することができません。

問合せ　　長寿応援課　いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

フレイルチェック・フォローアップ教室

身体やこころ、生活のちょっとした変化などのフレイルの兆候にできるだけ早く気づくことを目的として、簡単な質問票や測定機器を用いた測定や栄養・口腔・運動などについて医療専門職によるフレイル予防の講話を行います。

対　象　者　市内在住のおおむね６５歳以上の人

定　　員　２０人程度(参加募集は、広報しき、市ホームページにてお知らせします。)

実 施 日 時

フレイルチェック（１３時３０分～１５時３０分）		フォローアップ教室（１３時３０分～１５時）	
会場	日程	会場	日程
いろは遊学館	５月１５日(金) １１月１３日(金)	いろは遊学館	５月２９日(金)
市民会館仮設会議室 （マルイ８階）	５月２８日(木) ６月　４日(木) ２月１９日(金)	市民会館仮設会議室 （マルイ８階）	２月２６日(金)
第二福祉センター	５月２１日(木) １１月１９日(木) ２月　４日(木)	第二福祉センター	１１月２６日(木)
市民体育館	４月　９日(木) ６月２５日(木) １０月１５日(木) １２月１０日(木)	市民体育館	４月２３日(木) １２月２４日(木)
西原ふれあいセンター	４月１７日(金) １０月　８日(木) １２月　３日(木)	西原ふれあいセンター	７月　９日(木) １０月２３日(金)
総合福祉センター	６月１２日(金) ７月２３日(木) ９月１８日(金) １１月　５日(木) ３月　４日(木)	総合福祉センター	６月１９日(金) ７月３０日(木) ３月１８日(木)
宗岡公民館	７月１７日(金) ９月１０日(木) ３月　９日(火)	宗岡公民館	９月２４日(木)

※フォローアップ教室は、フレイルチェックに参加した人が対象となります。

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

シニア体操教室・脳リフレッシュ教室

ロコモ予防、骨折・転倒予防と脳トレなどの認知症予防をメインにした複合的トレーニングを実施する教室です。

対　象　者　①６５歳以上で介護保険の認定を受けていない人、もしくは総合事業対象者でない人
②６５歳以上で、市の介護保険に加入し、認知症の診断を受けていない人、もしくは認知症の治療中ではない人

費　　用　無料

内　　容　全１０回（１回約９０分）

実　施　日　９月～１２月
（参加募集は、広報しき８月号にてお知らせします。）

指　導　者　体操指導の有資格者

定　　員　２５人程度

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

からだづくり教室

運動器機能の向上・栄養改善・口腔機能改善・筋力トレーニング等を含めた複合的な教室を実施します。

対　象　者　６５歳以上で、体力に自信のない人

費　　用　無料

内　　容　全１２回（１回約９０分）

実　施　日　９月～１２月（参加をご希望の人は、お住まいの地区の高齢者あんしん相談センターにご相談ください。）

指　導　者　体操指導の有資格者

定　　員　２０人程度

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

いろは百歳体操

いろは百歳体操はおもりを使った体操で、身近な町内会館や集会所等を利用し、誰でも何歳でも続けられる、住民主体の介護予防活動です。いろは百歳体操の運営を行う自主グループや通いの場の立ち上げ支援を行います。

対　象　者　６５歳以上の高齢者を中心とした町内会等の団体
内　　容　事業説明会、おもりの無料貸し出し、定期的な体力測定
体験会の実施、サポーターの養成など

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

ふれあい健康交流会

住み慣れた地域で健康を維持し安心して暮らせるように、地域のボランティアにご協力いただき、軽食の提供やレクリエーションなどをしたりして親睦を図るものです。

対　象　者　６５歳以上のひとり暮らし等により引きこもりがちな高齢者など、栄養面に不安のある人
会　　場　本町地区・・・・いろは遊学館
柏町地区・・・・第二福祉センター
館・幸町地区・・ふれあい館「もくせい」（志木第四小学校内）
宗岡地区・・・・総合福祉センター、宗岡公民館
回　　数　各地区　年７回（館・幸町地区は２回）
費　　用　１回あたり１００円

問合せ　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８
長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

介護予防事業（運動・栄養・口腔機能）

要支援・要介護状態になる可能性の高い人を対象として、個別に身体機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上を目的とした支援を行います。

対　象　者　６５歳以上の人で、事業の利用により改善や向上が望まれる人

費　　用　無料

内　　容　・元気アップトレーニング

いろは元気サロンに週に１回通い、個別でマシンを使用したトレーニングを行います。

・栄養改善、口腔機能向上訪問支援事業

管理栄養士や歯科衛生士が自宅に訪問し、相談や助言を行います。

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

※元気アップトレーニングの問合せは「いろは元気サロン本町」

☎０４８－４２４－４８５６

短期集中予防サービス事業（運動・栄養・口腔機能）

要支援１・２に認定された人や総合事業対象者に、個別に身体機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上を目的とした支援を行います。

対　象　者　要支援１・２に認定された人と総合事業対象者

費　　用　運動は週１回の場合１ヶ月４回８００円、週２回の場合１ヶ月８回１，０００円、栄養・口腔機能は１回あたり３００円

内　　容　理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士が自宅に訪問し、相談や助言を行います。

問合せ　長寿応援課 いきがい支援グループ　☎０４８－４７３－１３９５

※元気応援プログラム（運動）の問合せは「いろは元気サロン本町」

☎０４８－４２４－４８５６

元気づくり事業

高齢者あんしん相談センターが主に地域の要支援認定者及び総合事業対象者を含む介護予防・健康づくり事業を実施します。

対　象　者　①市内在住の要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者
②市内在住の介護予防が必要な人など

費　　用　無料（材料費など必要な場合、費用が発生する場合があります。詳細は各高齢者あんしん相談センターにお問合せください。）

問合せ　　長寿応援課 いきがい支援グループ　　☎０４８－４７３－１３９５

いろは健康ポイント事業

運動や健全な食生活を維持・継続できるきっかけづくりとなることを目的とした事業です。運動や健康に役立つことをした場合などにポイントが獲得でき、そのポイントを貯めることで、地域で使えるお買物券と交換できます。

対　象　者　・４０歳以上で市内在住の人
・参加期間中に行う健康関連のアンケート調査、計測会などにご協力いただける人
・原則として応募後に実施する計測会からこの事業に参加いただける人

費　　用　無料（活動量計は、無償で貸与。交換の場合は、実費負担。スマートフォンでの参加も可能。）

募 集 期 間　７～８月頃
※詳細は、広報しき７月号、市ホームページ、募集チラシなどでお知らせします。

問合せ　　健康政策課　健康政策グループ　☎０４８－４７３－１６７４

訪問指導

生活習慣病予防の観点から、療養上の保健指導が必要な人に対し、保健師等が訪問して助言・指導を行います。

対　象　者　来所による相談が難しい市民
実 施 時 期　随時
費　　用　無料

問合せ　　健康増進センター　☎０４８－４７３－３８１１

健康相談

健康相談/栄養相談	心身の健康や食事・栄養面についての悩みや不安がある人を対象に保健師、管理栄養士が相談に応じます。 ※電話相談・面接相談（予約制）は随時行っています。状況によって訪問も行います。
生活習慣病予防相談	自分の生活習慣を見直してみたい人を対象に保健師・管理栄養士が相談に応じます。 ※電話相談・面接相談（予約制）は随時行っています。
こころの相談	こころの病気やさまざまな悩みを持つ人、精神障がい者を支える家族に精神科医または心理カウンセラーが相談に応じます（毎月１回申込制で行っています）。 ※保健師による電話相談・面接相談（予約制）は随時行っています。
まちなか保健室	介護・福祉・子育て・健康などに関する気になることや悩み事について、保健師などの専門職に気軽に相談できます。 開設場所：健康増進センター 開催日時：毎週日曜日（要予約）　１３時３０分～１６時３０分
出前健康講座	市民団体や町内会等を対象に専門の講師を派遣し、生活習慣病等の予防や改善のための講話や実技を組み合わせた健康教育を行います。

対　象　者　市民
実 施 場 所　健康増進センター
費　　用　無料
問合せ　　健康増進センター　☎０４８－４７３－３８１１

＊＊＊＊各種がん検診・健康診査などについて＊＊＊＊

各種がん検診

がんを早期に発見し早期治療に結びつけ、がんによる死亡率を減少させることや、市民の健康保持・増進を図ることを目的に実施します。

実施内容　胃がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん・大腸がん・肺がん
※胃がん検診は個別検診のみ胃部X線検査（バリウム検査）または内視鏡検査から選択できます。

実施方法　各種がん検診は、個別・集団の２通りの方法で実施します。

自己負担額　原則として受診者に検診費用の一部を負担していただきます。
ただし、生活保護世帯（受給者証を提示）は、自己負担が免除となります。
また、市民税非課税世帯に属する人は、後日、申請によって自己負担額を還付します。

個別検診料金

胃がん１，６００円、乳がん１方向７００円、子宮頸がん７００円（医師が必要と判断し、体がん検診を実施した場合は５００円追加）、前立腺がん３００円、大腸がん３００円、肺がん２００円

申込方法　個別検診：実施期間中に直接実施医療機関で受け付けます。

実施期間　毎年５月～翌年２月

※集団検診の実施日、実施場所、料金など詳細については、広報しき４月号と同時配布している健康インフォメーションまたは市ホームページをご覧ください。

問合せ　健康政策課　健（検）診・保健事業グループ　☎０４８－４５６－５３７０

国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導

１　特定健康診査

志木市国民健康保険の被保険者で４０歳から７４歳までの人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健診を実施しています。

実施内容　問診・血圧測定・身体測定・理学的検査・血液検査・尿検査・心電図検査など

実施方法　個別健診・集団健診の２通りの方法で実施しています。

ア　個別健診：対象の医療機関に直接申込み
　　費　　用：無料
　　実施期間：毎年７月～１２月

イ　集団健診：実施している会場・日程を決め、インターネットまたは専用ダイヤルで申込み
　　費　　用：無料
　　実施期間：会場・日程は、健康インフォメーションまたは市ホームページをご覧ください。

※志木市国民健康保険以外に加入している場合、各保険者の案内により受診してください（被扶養者を含みます）。

２　特定保健指導

国民健康保険の特定健康診査・人間ドックを受診した人のうち、健診結果によって、生活習慣病のリスクが高いと判定された場合は、専門職（保健師や管理栄養士など）による特定保健指導が受けられます（自己負担額なし）。

問合せ　　健康政策課　健（検）診・保健事業グループ　☎０４８－４５６－５３７０

国民健康保険の人間ドック

対　象　者　・志木市国民健康保険の被保険者で７４歳以下の人
・国民健康保険税を滞納していない世帯に属する人
・特定健康診査を同一年度にまだ受診していない人
・疾病により療養中でない人

自己負担額　１０，０００円

申 込 方 法　①実施医療機関へ各自予約
②健康政策課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所窓口または
インターネットにて申請手続き
③人間ドック受診票と問診票をお渡し

実 施 期 間　毎年７月～翌年３月

問合せ　　健康政策課　健（検）診・保健事業グループ　☎０４８－４５６－５３７０

後期高齢者医療の健康診査

対　象　者　・後期高齢者医療保険の被保険者
・６か月以上継続して病院に入院中ではない人
・介護施設等に入所中でない人
・国民健康保険の特定健康診査、人間ドック及び後期高齢者医療の人間
ドックを同一年度にまだ受診していない人

実 施 方 法　後期高齢者医療健康診査は個別健診で実施しています。

自己負担額　なし

実 施 期 間　毎年７月～翌年３月
※各医療機関の予約受付開始は６月からになります。

問合せ　　保険年金課　後期高齢者医療グループ　☎０４８－４５６－５３６１

後期高齢者医療の人間ドック

対　象　者　・後期高齢者医療保険の被保険者
・後期高齢者医療保険料を滞納していない人
・国民健康保険の特定健康診査、人間ドック及び後期高齢者医療の健康診査を同一年度にまだ受診していない人

自己負担額　５，０００円

申 込 方 法　①実施医療機関へ各自予約
②保険年金課後期高齢者医療グループの窓口、市民サービスステーションまたは柳瀬川駅前出張所へ来庁
③人間ドック受診票と問診票を保険年金課からお渡し、または郵送

実 施 期 間　毎年７月～翌年３月
※各医療機関の予約受付開始は６月からになります。

問合せ　　保険年金課　後期高齢者医療グループ　☎０４８－４５６－５３６１

＊＊＊＊＊＊＊＊その他のサービス＊＊＊＊＊＊＊＊

ボランティア活動の育成と推進（社会福祉協議会の事業）

福祉のまちづくりのため、さまざまなボランティア活動の育成をお手伝いしています。これからボランティア活動をしてみたいと思っている人、市内のボランティア活動について知りたい人は、お気軽にお問合せください。

公式 LINE では主に市内のボランティア募集、養成講座など情報を配信しています。友だち登録お願いします。

問合せ　　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

詐欺被害防止電話機等購入費補助（社会福祉協議会の事業）

詐欺被害を未然に防ぐための電話機等の購入に対し、横山武治高齢者福祉基金を財源に補助します。

対　象　者　市内在住で、ひとり暮らしの６５歳以上の人、６５歳以上のみの世帯、または１日８時間以上６５歳以上の人のみになる日が週５日以上となる世帯

対象機種　電話着信時に自動で警告のアナウンスが流れ、その後通話を録音する電話機、FAX、または同様の機能を備えた録音機

補　助　額　購入費から自己負担額１，０００円を差し引いて上限１０，０００円（１００円未満は切り捨て）

そ　の　他　補助の申請は購入してから３か月以内

問合せ　　社会福祉協議会　地域福祉担当　☎０４８－４７４－６５０８

志木市防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線で放送された内容を電話で何度も聞くことができるサービスです。

通話料金　無料
電話番号　０８００－８００－０３１８
そ　の　他　・２４時間以内に放送された防災行政無線放送が確認できます。
・定時の下校防犯放送や夕焼け放送は確認できません。
・一部のＩＰ電話から利用できない場合があります。その場合は、有料ダイヤルをご利用ください。（０４８－４７２－０２７５）

問合せ　防災危機管理課　防災危機管理グループ　☎０４８－４７３－１１２３

災害時自動架電システム

災害が発生する恐れのある場合や災害発生時に、登録した電話番号へ一斉に架電し、避難情報などをお知らせするシステムです。

対　象　者　①６５歳以上でデジタル機器の操作が苦手な人
②志木市避難行動要支援者名簿に登録されている人
③①や②に当てはまる人と同一世帯の人
費　　用　無料
そ　の　他　・防災行政無線の放送と併せて、電話で高齢者等避難や避難指示などを伝えます。
・防災危機管理課に申請書を提出した人にしか、電話は架かりません。

問合せ　防災危機管理課　防災危機管理グループ　☎０４８－４７３－１１２３

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊相談窓口＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

長寿応援課		
いきがい支援グループ	☎	０４８－４７３－１３９５
介護認定グループ	☎	０４８－４７３－１２９７
介護保険グループ	☎	０４８－４７３－１３４８
長寿応援課共通ＦＡＸ		０４８－４７１－７０９２
共生社会推進課		
基幹福祉相談センター	☎	０４８－４５６－６０２１
共生社会推進グループ	☎	０４８－４５６－５３６４
障がい者福祉グループ	☎	０４８－４７３－１４４９
共生社会推進課共通ＦＡＸ		０４８－４７１－７０９２
高齢者あんしん相談センターブロン　**（本町地区担当）**	☎	０４８－４８６－０００３
志木市本町２－１０－５０	ＦＡＸ	０４８－４８６－４０８７
高齢者あんしん相談センター柏の杜　**（柏町地区担当）**	☎	０４８－４８６－５１９９
志木市柏町３－５－１（第二福祉センター内）	ＦＡＸ	０４８－４７６－４０００
高齢者あんしん相談センター館・幸町　**（館・幸町地区担当）**	☎	０４８－４８５－５６１０
志木市幸町３－１２－５	ＦＡＸ	０４８－４８５－５６１１
高齢者あんしん相談センターせせらぎ　**（宗岡北地区担当）**	☎	０４８－４８５－２１１３
志木市中宗岡１－１９－５１	ＦＡＸ	０４８－２３５－７８４２
高齢者あんしん相談センターあきがせ　**（宗岡南地区担当）**	☎	０４８－４８５－５０２０
志木市中宗岡３－２５－１０	ＦＡＸ	０４８－４８５－５０２１
健康増進センター	☎	０４８－４７３－３８１１
志木市幸町３－４－７０	ＦＡＸ	０４８－４７６－７２２２
福祉センター	☎	０４８－４７３－７５６９
志木市上宗岡１－５－１（総合福祉センター２階）	ＦＡＸ	０４８－４８７－６７６５
第二福祉センター	☎	０４８－４７６－４１２２
志木市柏町３－５－１	ＦＡＸ	０４８－４７６－４０００
総合福祉センター	☎	０４８－４７５－００１１
志木市社会福祉協議会（総合福祉センター１階）	☎	０４８－４８５－１１７７(代表)
地域福祉担当、ボランティア・市民活動センター	☎	０４８－４７４－６５０８
（総合福祉センター１階）	共通ＦＡＸ	０４８－４７５－００１４
志木市上宗岡１－５－１		
志木市社会福祉協議会ホームページ▶		

志木市内介護サービス事業所一覧

令和8年4月1日現在

居宅介護支援･介護予防支援

居宅介護支援事業所

要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

	事業所名	所在地	電話番号
1	志木市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	上宗岡１－５－１ 総合福祉センター内	４７１－９７１７
2	指定居宅介護支援事業所 ブロン	本町２－１０－５０	４８７－３８８８
3	居宅介護支援事業所 あさがお志木	中宗岡１－１９－５１	４８５－６１０５
4	たすけあいネット志木	柏町３－３－３１　コーポカシワ１０１号	４８６－５７３０
5	居宅介護支援事業所 みゅう志木	上宗岡１－１７－６６	４７４－５０６４
6	居宅介護支援事業所 志木みずほ	上宗岡２－２０－１７	４７４－０３５４
7	ケアプランセンター なでしこ	本町４－１５－１　高橋ビル３０２号	４２３－８２２６
8	居宅介護支援事業所　さくら草	中宗岡４－１７－２３－１０２	４８５－８１５２
9	こころ居宅介護支援事業所	中宗岡２－１－４１	４８６－７７５５
10	居宅介護支援事業所 志木ナーシングホーム	柏町１－６－７４	４８７－９９７０
11	居宅介護支援事業所　あおい糸志木	上宗岡５－１２－３　Ｔ＆Ｍ１０３号	４２３－９７３１
12	ケアプランセンター mimosa	柏町１－２２－２３　志幸柏１０３	２０２－６２９４

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

主任ケアマネ・保健師・社会福祉士などが中心となってケアプランの作成や、介護予防に関する業務を行います。

	事業所名	所在地		電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 柏の杜	柏町３－５－１（第二福祉センター内）	◇柏町地区担当	４８６－５１９９
2	高齢者あんしん相談センター せせらぎ	中宗岡１－１９－５１	◇宗岡北地区担当	４８５－２１１３
3	高齢者あんしん相談センター ブロン	本町２－１０－５０	◇本町地区担当	４８６－０００３
4	高齢者あんしん相談センター 館・幸町	幸町３－１２－５	◇館・幸町地区担当	４８５－５６１０
5	高齢者あんしん相談センター あきがせ	中宗岡３－２５－１０	◇宗岡南地区担当	４８５－５０２０

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護事業所（※介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス含む）※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

◇要支援１・２、事業対象者：利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事などの生活支援をします。

◇要介護１～５：ホームヘルパーが居宅に訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。

	事業所名	所在地	電話番号
1	志木市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	上宗岡１－５－１　総合福祉センター内	４８６－０６１０
2	訪問介護事業所 ブロン（◎）	本町２－１０－５０	４７４－５５１１
3	ひまわり２１（▲）	本町６－１－７　エスポワール古家１Ｆ	４７３－０４７３
4	訪問介護事業所あさがお志木	中宗岡１－１９－５１	４８５－６１００
5	アースサポート志木	本町３－５－２９	４８５－３２００
6	ヘルパーステーション ケアサポートしき	上宗岡５－１９－４４	４９７－５５５０
7	訪問介護事業所 さくら草（◎）	本町２－２－５　リバーサイドビル１０１号	４２４－５６２２
8	慈恵会訪問介護ステーション志木	中宗岡４－１０－２８	４７４－８８８０
9	結び（▲）	上宗岡５－９－５２　メゾンユートピア１０２号	２１２－００５９
10	こころ訪問介護事業所	中宗岡２－１－４１	４８６－７７５５
11	布亀㈱　生活支援サービス部　志木事業所（○）	下宗岡２－１５－４８	４７０－６５７１
12	ウェルホーム＋ヘルパーステーション志木（▲）	柏町３－９－７１	４８６－９２０５
13	訪問介護ひだまり（▲）	柏町６－９－１６ペアパレス柳瀬川B棟１０３号室	５００－９５１０
14	訪問介護スマイル志木（▲）	幸町１－１１－１１ハイムニノ宮１０２	049－293－3791
15	ヘルパーステーション由宇（▲）	上宗岡３－１１－１９	４２４－３４０７
16	ひまわり訪問介護ステーション	本町５－２１－５８クレール志木７０５	４８７－９９１４

◎：総合事業のサービスＡ（従来基準より緩和されたサービス）も併せて実施　無印：総合事業の現行相当サービスのみ実施　○：総合事業のサービスＡのみ

▲：総合事業のサービスは実施せず（要支援、事業対象者の方は利用不可）

訪問看護事業所　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。

	事業所名	所在地	電話番号
1	TMG宗岡訪問看護ステーション	上宗岡５－１４－５０	４７１－７００８
2	きらめき訪問看護リハビリステーション 志木事業所	幸町３－４－９	４８６－７２２７
3	訪問看護ステーション夢眠しき	中宗岡１－１９－５１	４２４－３０５１
4	訪問看護ステーション志木みずほ	上宗岡２－２０－５７	４８５－９０６１
5	ウェルホーム＋ナースステーション志木	柏町３－９－７１	４８６－９２０５
6	訪問看護ステーション　トータルケア志木朝霞	柏町１－１２－７志木昭和ビル１０１	４２３－８５２４

訪問リハビリテーション事業所　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 志木瑞穂の里	上宗岡２－２０－１７	４７４－０３２４

訪問入浴介護事業所　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

	施設名	所在地	電話番号
1	アースサポート志木	本町３－５－２９	４８５－３２００
2	訪問入浴　彩たま介護サービス	幸町４－５－３	４２４－５６２９

志木市内介護サービス事業所一覧

通所系サービス

通所介護事業所（デイサービス）　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

◇要支援１・２：通所介護施設で、介護予防を目的とした日常生活の支援や、目的にあわせた選択的なサービスを日帰りで行います。

◇要介護１～５：通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	通所介護事業所 ブロン（◎）	本町２－１０－５０	４７３－００６６
2	デイサービスセンター遊・志木中宗岡	中宗岡１－１９－６１	４８６－５１１１
3	デイサービスセンター遊・志木上宗岡	上宗岡３－６－３６	４７０－００８０
4	デイサービスセンター健康倶楽部志木幸町	幸町２－４－１６	４８５－２４１６
5	ツクイ志木中宗岡	中宗岡３－２６－３６	４８５－４１６５
6	デイサービスセンター ケアサポートしき	上宗岡５－１９－４４	４９７－５５５０
7	デイサービスセンター 志木瑞穂の森（◎）	中宗岡３－１６－５３	４７６－８３２４
8	志木の里　デイサービスセンター	柏町１－６－７３	４２３－７２８１
9	慈恵会デイサービスセンター志木	中宗岡４－１０－２８	４８７－７１００
10	デイサービスセンター エクラシア志木（▲）	上宗岡１－１６－２５	050－6861－6746
11	カインドケア志木（▲）	本町１－１１－４１	４２３－９５８３
12	志木ナーシングホーム デイサービスセンター（▲）	柏町1－6－74	４８７－９９７０
13	デイこころ	中宗岡2－1－４１	４８６－７７５５
14	ケアヴィレッジライフ埼玉志木（▲）	上宗岡５－１－３７	４２３－０８７４

◎：総合事業のサービスＡ（従来基準より緩和されたサービス）も併せて実施　無印：総合事業の現行相当サービスのみ実施

▲：総合事業のサービスは実施せず（要支援、事業対象者の方は利用不可）

通所リハビリテーション事業所　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

介護老人保険施設などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 志木瑞穂の里	上宗岡２－２０－１７	４７４－０３２４

地域密着型サービス

地域密着型通所介護事業所（デイサービス）　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

◇要支援１・２：通所介護施設で、介護予防を目的とした日常生活の支援や、目的にあわせた選択的なサービスを日帰りで行います。

◇要介護１～５：通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

※利用定員が18名以下の小規模な事業所です。

	事業所名	所在地	電話番号
1	いこいの家コンクリや	中宗岡１－８－１	４７１－１９０４
2	デイサービスセンター杏の里（◎）	上宗岡２－１７－２９	４８７－５５００
3	転倒を予防するデイサービス　歩	中宗岡２－３－５５	４８７－８６６４
4	ほっとスペース笑む	幸町１－８－６５	２０１－０６９８

◎：総合事業のサービスＡ（従来基準より緩和されたサービス）も併せて実施　無印：総合事業の現行相当サービスのみ実施

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

	施設名	所在地	電話番号
1	みんなの家・志木中宗岡	中宗岡１－１９－５８	４８５－２９６６
2	みんなの家・志木柏町	柏町３－９－１９	４７０－６６６２
3	健康倶楽部志木幸町	幸町２－４－１６	４７０－０００９
4	グループホームブロン	本町２－１０－５０	４７０－０２２２
5	みんなの家・あきがせ	中宗岡３－２５－１０	４７０－５５００
6	ふれあい多居夢志木宗岡	中宗岡４－６－２０	４７０－００６４

認知症対応型通所介護　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	健康倶楽部志木幸町（共用型）	幸町２－４－１６	４７０－００００９

小規模多機能型居宅介護　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	ニチイケアセンター志木中宗岡　やわらぎ	中宗岡２－２０－２	４８６－０１２２
2	多機能ホームたての杜	幸町４－７－８	４８５－６０００

志木市内介護サービス事業所一覧

定期巡回・随時対応訪問介護看護（地域密着型サービス）　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

日中・夜間を通じて１日複数回の定期訪問と随時の対応を、介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。

	事業所名	所在地	電話番号
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護志木ナーシングホーム	柏町1-6-74	４８７－９９７０

短期入所

短期入所生活（療養）介護事業所　（ショートステイ）　※利用に際してはケアマネージャーとご相談して下さい。

介護老人福祉施設などに短期入所して、介護や機能訓練が受けられます。

	事業所名	所在地	電話番号
1	短期入所生活介護事業所 ブロン	本町２－１０－５０	４７３－３０００
2	ショートステイ みんなの家・志木上宗岡	上宗岡３－６－４０	４８５－３１７０
3	特別養護老人ホーム あったかの家	下宗岡３－５－１５	４８５－００３０
4	介護老人保健施設 志木瑞穂の里　※療養介護事業所	上宗岡２－２０－１７	４７４－０３２４
5	ショートステイ ケアサポートしき	上宗岡５－１９－４４	４９７－５５５０
6	特別養護老人ホーム　志木瑞穂の森	中宗岡３－１６－５３	４７６－８３２４
7	特別養護老人ホーム　志木の里	柏町１－６－７３	４２３－７２８１

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活介護や健康管理を受けられます。

	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム ブロン	本町２－１０－５０	４７３－３０００
2	特別養護老人ホーム あったかの家	下宗岡３－５－１５	４８５－００３０
3	特別養護老人ホーム 志木瑞穂の森	中宗岡３－１６－５３	４７６－８３２４
4	特別養護老人ホーム　志木の里	柏町１－６－７３	４２３－７２８１

介護老人保健施設　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

医学管理のもとで介護、看護、リハビリを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、在宅復帰を支援します。

	施設名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 志木瑞穂の里	上宗岡２－２０－１７	４７４－０３２４

特定施設

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

	施設名	所在地	電話番号
1	すこや家・志木柏町	柏町３－９－１９	４７０－６６６０
2	SOMPOケア　ラヴィーレ志木柳瀬川	柏町６－１－３２	４８７－４１６５
3	みんなの家・志木上宗岡	上宗岡３－６－４０	４８５－３１７０
4	ニチイケアセンター志木中宗岡（ニチイのきらめき）	中宗岡２－２０－２	４８６－０１２１
5	夢眠しき	中宗岡１－１９－５１	４２４－３０５１
6	ハートランド志木	上宗岡４－１９－６０	４８５－８３６０

その他

介護保険以外の高齢者施設　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

	名　称	所在地	電話番号
1	ケアハウスリヒト	本町２－１０－５０	４７１－８４８４
2	住宅型有料老人ホームすこや家・志木	中宗岡１－１９－６１	0120－294－772
3	住宅型有料老人ホーム 志木ナーシングホーム	柏町１－６－７４	４８７－９９７０
4	住宅型有料老人ホーム　みつばメゾン志木壱番館	下宗岡１－１６－１３	４２３－９３２０
5	住宅型有料老人ホーム　みつばメゾン志木弐番館	下宗岡１－１５－４０	４５８－３１０２
6	住宅型有料老人ホーム　みつばメゾン志木参番館	下宗岡４－18－３７	４８５－１８０４
7	住宅型有料老人ホーム　ウェルホーム志木	柏町３－９－７１	４８６－９２０５
8	住宅型有料老人ホーム　ケアヴィレッジライフ埼玉志木	上宗岡５－１－３７	４２３－０８７４

サービス付き高齢者向け住宅　※利用に際しては施設とご相談して下さい。

	施設名	所在地	電話番号
1	T’sフォート幸町	幸町４－７－８	４８５－６０００
2	イルミーナしき	上宗岡５－１９－４４	４９７－５８８８
3	カーサ・ラ・ヴィーダ志木	中宗岡４－１０－２８	４８７－７３９０
4	カーサ・ラ・ヴィーダ志木アネックス	中宗岡４－１０－２７	４２４－４８６０
5	エクラシア志木	上宗岡１－１６－２５	050－6861－6746

２０２６年4月１日改定

〒３５３－８５０１
志木市中宗岡１－１－１　　TEL０４８－４７３－１１１１(代)

発行／志木市福祉部長寿応援課